政　令

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年四月八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百七十三号

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第十二条及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第八十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「―第八十九条の四」を削り、「第八十九条の二」に改める。

第七十二条及び第七十三条を次のように改める。

第七十二条及び第七十三条　削除

第七十四条の二第八項第一号中「第二条第五項」を「（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項」に、「以下この条、第八十七条及び第八十九条」を「第二十二項第一号」に改め、「法人番号」の下に「（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この条及び第八十七条第一項において同じ。）」を加える。

第八十七条第三項中「、酒税」を削り、同条第四項から第十三項までを削る。

第八十九条から第八十九条の三までを削る。

第八十九条の四の見出しを削り、第五章第三節中同条を第八十九条とする。

第五章第四節中第八十九条の五を第八十九条の二とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和十四年五月十五日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に課した、又は課すべきであった酒税については、なお従前の例による。

2　施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3　沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律第六条の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十条第一項第一号に規定する酒類のうち、同項（第一号に係る部分に限る。）の規定に基づく酒税の軽減に関する措置の廃止があった日前に酒類の製造場から移出されたもので、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二十八条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る期限が同日以後に到来するものであって、同日に当該酒類をその製造場から移出したものとした場合における酒税額が当該酒類につき同条の規定の適用がなかったものとした場合における酒税額を超えることとなるものに限る。）について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該酒類に係る酒税の税額は、同日に当該酒類をその製造場から移出したものとした場合における酒税額とする。

（沖縄の復帰に伴う国税関係以外の大蔵省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第三条　沖縄の復帰に伴う国税関係以外の大蔵省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項中「第八十九条の四第一項」を「第八十九条第一項」に改める。

（構造改革特別区域法施行令の一部改正）

第四条　構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第八項の表沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）の項を削る。

財務大臣　鈴木　俊一

内閣総理大臣　岸田　文雄

省　令

○財務省令第三十八号

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（令和四年政令第百七十三号）の施行に伴い、並びに沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）第八十五条及び第八十八条第三項の規定に基づき、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月八日

財務大臣　鈴木　俊一

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部を改正する省令

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条を次のように改める。

第十六条　削除

第十六条の二を削る。

第二十五条第一項中「（同条第四項の承認を受けた者を除く。）」及び「酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三十条の二第一項」を削り、同条第三項を削る。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条　削除

第二十六条の二を削る。

附　則

この省令は、令和十四年五月十五日から施行する。